

## 会 則

- 第1条 本会は豊島リトルシニアOB会と称する。
- 第2条 本会の本部は豊島リトルシニア事務局内に置く。ただし、事務局は別に設置する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかると共に豊島リトルシニア（以下、シニアという。）に対し、シニア事務局及び後援会と綿密に連絡を取り、シニアを側面より援助し、シニアの発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会の目的のために次の活動を行う
1. 会員相互の親睦
  2. 現役選手への応援及び手伝い
  3. 豊島シニア発展のための協力
- 第5条 本会は会員の中より選出された若干名の役員と一般会員で構成する。
- 第6条 本会の役員は次のとおりとする。
1. 会長1名
  2. 副会長3名
  3. 幹事長1名
  4. 事務局長1名
  5. 学年長各学年1名（基本として各学年歴代キャプテンとする。）
- なお、上記役員のうち学年長は兼任できるものとする。
- 第7条 役員任期は、就任後3年内の最終の会計年度に関する総会の終結のときまでとする。
- 第8条 本会の役員に顧問および相談役を置くことができるものとする。
- 第9条 本会活動に関する規定。
1. 総会を年1回開催する。また、必要に応じ臨時総会を開催する。
  2. 選手の技術向上のための手伝いをする。
  3. 大会、合宿時の援助及び応援をする。
  4. OBの親睦を図る。
- 第10条 本会の会費は、30歳以上 年額5,000円、30歳未満 年額2,000円とし、原則1年分を全納する。（なお、総会等親睦時の臨時会費についてはこの限りでない。）
- 第11条 本会の目的遂行に費やす費用は、できる限り上記会費をもって補うものとする。
- 第12条 会費は毎年納入を原則とするが、あくまでも会員本人の善意に委ねるものであり強制するものではない。
- 第13条 本会の会計年度は毎年11月1日から10月31日までとし、会計は事務局において会計が行うものとする。
- 第14条 本会の会員は本会の目的及び行事に賛同するものとし、総会の決議に従うものとする。なお、会員としてシニア及び本会の名誉を毀損し、また会員としての資格に欠ける事がありと認められる場合には、役員会に諮り総会決議にて除名することができる。

本会則は平成17年7月1日より適用する。